

令和5年第3回定例会議事日程（第2号）

令和5年9月8日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第38号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第40号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第41号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第42号 令和4年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第43号 令和4年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第44号 令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 報告第6号 令和4年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第10 報告第7号 令和4年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第8号 令和4年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第12 議案第45号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第46号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第47号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 報告第9号 経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）

令和5年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和5年9月8日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月8日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介

6番 横川 清一
 7番 是石 利彦
 8番 岸本加代子
 9番 矢岡 匡
 10番 山本 定生

2番 丸谷 宏一
 3番 角畑 正数
 4番 向野 倍吉
 5番 太田 文則

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121
 条の規定により説明
 のため会議に出席し
 た者の職氏名

町 長 花畑 明
 教 育 長 江崎 藏
 未来まちづくり課長 和才 薫
 総務財政課長 奥本 仁志
 住 民 課 長 友田 哲也
 税 務 課 長 岩井 保子
 会 計 管 理 者 別府 真二
 福祉保険課長 石丸 順子
 子育て健康課長 石丸 順子

上下水道課長 奥家 照彦
 地域振興課長 石丸 貴之
 教 務 課 長 鍛治 幸平
 建 設 課 長 軍神 宏充
 吉富あいあいセンター課長 梅林 正典
 検査会計室長 奥本 恭子
 吉富保育園長 鍛治 淳子
 吉富幼稚園長 鍛治 淳子
 監 査 委 員 是石 英俊

本会議に職務のため
 出席した者の職氏名

局 長 小原 弘光
 書 記 齋本 宏

町長提出議案の題目
 議員提出議案の題目

別紙日程表のとおり
 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第38号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第38号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） おはようございます。

議案書1ページ、議案第38号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、さきの6月定例議会にて条例改正案を御議決頂き、本年10月から支給対象を18歳の年度末まで拡大するに当たり、対象となる児童・保護者の範囲に認識の相違が生じることがないように、制度の開始前により明確に規定いたしたく、本条例の一部を改正するものです。

議案書2ページと、併せて附属資料1ページをお願いいたします。

第2条、定義の第1号、子供につきまして、冒頭の「吉富町の区域内に住所を有する」という住所要件を削り、第4号の保護者の定義につきまして、「医療保険各号の被保険者であって、吉富町の区域内に住所を有する」という医療保険の加入についてと住所要件を削り、第3条第1項にこれらをまとめて規定する文言の整理の改正をいたしております。

また、第2条第4号の保護者の定義につきまして、現行では「親権を行う者、後見人その他の者で子供を現に看護する者をいう」と規定しておりますが、「者」の次に、「または18歳に達した子供を現に扶養する者」を加えております。その理由は、改正民法により成人年齢が18歳となったことから、成人である満18歳は保護者の親権や看護下から外れることとなるため、新たに「扶養する者」を加え、保護者から扶養されている満18歳に達した成人を本条例の対象とするよう、規定を整理するものです。

第3条につきましては、条全体を改める改正としておりまして、第1項の第1号から第3号ま

で、第2条で削除をいたしました保護者と子供の住所要件と医療保険の加入要件についてまとめて規定をいたしております。第2項では、条例の対象から除外する子供について規定をしております。第1号から第3号までは他の公費負担の対象となる児童福祉法上の措置・委託・一時保護のときについてを、第4号では高等学校等に在学せず、かつ就労等の理由で保護者から扶養されていないときとして、就職等によりまして自立をしているときについて規定をいたしました。第5号では、婚姻しているときとして、婚姻により保護者の親権や看護下でないときについて規定をいたしております。

第5条第1項では、子供医療費の支給を受けようとする者について、第3条第1項で新たに規定をいたしました対象者を適用させる改正をしております。

施行期日につきましては、制度開始の令和5年10月1日としております。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっています。よろしくお願いたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守り頂きますよう、よろしくお願いたします。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、福祉産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設常任委員会に付託することに決しました。

日程第3. 議案第39号 令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4. 議案第40号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 議案第41号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 議案第42号 令和4年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第43号 令和4年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第8. 議案第44号 令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。日程第3、議案第39号から日程第8、議案第44号までの6議案を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第39号令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第44号令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。是石英俊監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、（1）令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（2）令和4年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（3）令和4年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（4）令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（5）令和4年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（6）令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（7）基金の運用状況。

2、審査終了期日、令和5年8月28日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、基金の運用状況については、その目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証票書類、預金証書などともに合致しており、正確であることを認めました。令和5年9月5日。吉富町監査委員、是石利彦、同是石英俊。

以上です。

○議長（山本 定生君） ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（岩井 保子君） 町の各会計の令和4年度決算について、お手元の決算の概要によ

り説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

この表は、一般会計及び特別会計における決算の総括表です。一番下の欄を御覧ください。

各会計の歳入決算の合計額は50億8,914万7,864円、歳出決算の合計額は47億5,682万5,082円、繰越事業費繰越財源は2,768万5,000円、差引き残高は3億463万7,782円です。

2ページをお願いいたします。

令和4年度一般会計決算の概要について説明をいたします。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額34億3,200万円、補正予算額4億9,008万2,000円、令和3年度からの繰越事業費繰越額は1億4,008万4,000円、予算現額は40億6,216万6,000円です。

(2) 決算額です。歳入額41億5,955万4,920円、歳出額38億5,647万1,140円、歳入歳出差引き残額は3億308万3,780円で、このうち吉富町財政調整基金条例の規定に基づき1億4,000万円の決算積立てを行いましたので、令和5年度への繰越額は1億6,308万3,780円となっております。

なお、この繰越額の中には2,768万5,000円の繰越明許費繰越額が含まれております。

(3) は、最近5か年度の決算額の状況を千円単位で表に示しております。

2、歳入、(1) 歳入の決算額です。予算現額40億6,216万6,000円、調定額41億9,800万2,925円、収入済額41億5,955万4,920円、不納欠損額49万3,945円、収入未済額は3,795万4,060円。不納欠損額及び収入未済額の内訳は、備考に記載のとおりです。

(2) は、歳入決算額の科目別内訳です。歳入の科目ごとに令和4年度と令和3年度を比較したものでございます。

3ページ、3、歳出、(1) 歳出の決算額です。予算現額40億6,216万6,000円、支出済額38億5,647万1,140円。執行率は94.94%、不用額1億7,370万7,860円、繰越明許費は3,198万7,000円です。

(2) 歳出決算額の科目別内訳です。各項ごとの歳出決算額を次の4ページにかけて記載しております。備考欄の不用額等の内訳には、目ごとに100万円以上の不用額及び繰越明許費について記載をしております。

4ページをお願いいたします。

(3) 歳出決算額の性質別内訳は、令和4年度と令和3年度の決算額を種別ごとに比較したものです。

5 ページ、4、町民の負担状況です。歳入総額に対する町民負担の割合は12.62%で、令和3年度と比較して0.72%増加しております。

5、町債の現在高です。前年度末現在高の合計額は34億9,937万2,000円で、令和4年度中に新たに普通債で計1億6,602万3,000円、その他で臨時財政対策債3,108万2,000円の合計1億9,710万5,000円を起債しておりますが、これについて3億785万1,000円を償還したことにより、本年度末現在高の合計は33億8,862万6,000円となり、昨年度より1億1,074万6,000円減少しております。

6 ページをお願いいたします。

6、町有財産の状況です。土地は、2,944平方メートル増加し、34万9,929平方メートルです。かわまちづくり事業用地、職員駐車場用地の購入のほか、寄附により増加をしております。

建物は、増減がなく、3万1,135平方メートルです。

車両は、防犯パトロール用車両を1台廃車し、30台の保有となりました。

一般会計に属する基金は年度中に9,238万6,000円増加し、基金合計額は27億3,723万5,000円です。新たに積み立てた基金は、財政調整基金が1億1,000万円、公共下水道事業費基金が1億4,000万円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が2,308万1,992円、収入印紙公売基金が89万9,900円です。また、ほかに利息積立てが合計で255万6,937円ありました。

取崩しを行った基金は、減債基金が5万8,680円、地域振興基金が1,462万8,214円、公共下水道事業費基金が1億5,800万円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が1,053万6,334円、収入印紙公売基金が93万1,000円です。備考欄には、各基金の令和5年3月31日の現在高を記載しております。

権利は、年度中に京築地区水道企業団への出資金が10万円増え、3億7,298万5,000円となっております。債権の増減はありません。

7、一部事務組合財産の状況です。土地、建物に関する増減はありません。

組合債の残高につきましては、吉富町外一市中学校組合は2,229万円減少し、1億5,346万5,000円、豊前市外二町清掃施設組合は3,834万円減少し、残高がゼロに、京築広域市町村圏事務組合は3,491万1,000円減少し、3億1,317万2,000円、京築地区水道企業団は2億3,235万4,000円が減少し、29億1,874万9,000円でございます。

7 ページから8 ページにかけては、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフで示しております。

9ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計決算の概要です。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額7億9,561万9,000円、補正予算額2,832万5,000円、予算現額は8億2,394万4,000円です。

(2) 決算額です。歳入額7億8,896万6,332円、歳出額7億7,082万2,441円、歳入歳出差引き残額は1,814万3,891円です。基金への積立ではありませんので、翌年度繰越額は歳入歳出差引き残額と同額の1,814万3,891円です。

(3) は、最近3か年度の決算額の状況を千円単位で記載しております。

次に、2、歳入、(1) 歳入の決算額です。予算現額8億2,394万4,000円、調定額8億984万9,636円、収入済額7億8,896万6,332円、不納欠損はありません。収入未済額は2,088万3,304円です。

(2) 歳入決算額の科目別内訳は、歳入の科目ごとに令和4年度と令和3年度を比較したものでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出、(1) 歳出の決算額です。予算現額8億2,394万4,000円、支出済額7億7,082万2,441円、執行率は93.55%、不用額は5,312万1,559円で、内訳は備考に記載しているとおりです。

(2) 歳出決算額の科目別内訳は、歳出科目ごとの令和4年度と令和3年度の比較です。

4、被保険者の負担状況です。令和4年度と令和3年度を比較したもので、令和4年度の歳入総額に対する被保険者負担の割合は14.03%です。

5、基金です。保険給付費支払準備基金は、年度中に1万143円を積み立てましたが、2,015万5,718円を取り崩したため、2,014万5,575円減少し、本年度末現在高は1億1,005万4,001円です。高額療養資金貸付基金は、年度中の増減はなく、本年度末現在高は原資額の350万円です。

6、債券はございません。

11ページをお願いいたします。

奨学金特別会計決算の概要です。

1、予算額です。当初予算額3,377万4,000円、補正予算額は977万1,000円の減額で、予算現額2,400万3,000円です。

2、決算額です。歳入額2,386万9,902円、歳出額1,551万3,796円、歳入歳出差引き残額835万6,106円で、全額が翌年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額は、科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減を記載しております。差引

き増減の三角表記は歳入超過を示しております。

4、歳出の決算額は、科目ごとの予算現額と支出済額、不用額を記載しております。

続きまして、5、基金です。奨学金基金は、年度中に利息と合わせて681万3,670円を積み立て、今年度末現在高は1億16万6,934円となっております。

12ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計決算の概要です。

1、予算額です。当初予算額1億1,509万9,000円、補正予算額246万8,000円、予算現額は1億1,756万7,000円です。

2、決算額です。歳入額1億1,675万6,710円、歳出額1億1,401万7,705円、歳入歳出差引き残額273万9,005円で、全額が翌年度への繰越額となります。

次に、3、歳入の決算額は、科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減及び令和3年度の決算額を記載しております。差引き増減の三角表記は歳入超過を示しております。

また、令和3年度決算額との比較は、合計で501万6,697円の増額です。

4、歳出の決算額です。科目ごとの予算現額と支出済額、不用額、令和3年度決算額を記載しております。令和3年度決算額との比較は、合計で491万6,574円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本 定生君） 引き続き、水道事業会計、下水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、13ページをお願いいたします。

令和4年度吉富町水道事業会計決算の概要につきまして、御説明をいたします。

1、収益的収入及び支出、まず、収入につきまして、当初予算額1億5,146万円、補正予算額は32万2,000円、予算現額は1億5,178万2,000円です。支出につきましては、当初予算額1億4,016万9,000円、補正予算額は156万円、予算現額は1億4,172万9,000円です。これに対しまして、決算額は収入1億5,802万3,559円、支出は1億2,770万9,311円で、収入支出差引き残高は3,031万4,248円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額1億3,556万4,000円、補正予算額マイナス2,104万8,000円、予算現額は1億1,451万6,000円です。支出につきましては、当初予算額1億7,913万9,000円に、補正予算額マイナス2,150万円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額230万円を合わせまして、予算現額は1億5,993万9,000円となっております。これに対し、決算額は収入3,615万8,000円、支出は5,203万4,039円で、収入支出差引き残高はマイナスの1,587万6,039円となっております。

この資本的収入が資本的支出額に不足する額1,587万6,039円は、過年度損益勘定留保資金240万7,868円と、当年度損益勘定留保資金1,178万5,757円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額168万2,414円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。令和4年度における契約のうち、主なものを掲載しております。4番目に掲載の令和3年度下水道工事に伴う配水管布設替え工事（昭和地区水道内）は、令和3年度からの繰越し工事で施工したものであることから、令和4年度決算に計上されているものでございます。

4、業務についてであります。年度末給水人口のほか、記載の項目につきまして、令和4年度と令和3年度を比較して掲載してございます。年度末給水人口は6,800人で、令和3年度に比べ、63人の減となっており、これに伴いまして3行目、年間配水量、4行目、年間1日配水量、5行目、年間給水量まで令和3年度比でいずれもマイナスの数値となっております。これは、給水人口の減が、それぞれ水量の減少に影響した結果となっております。有収率につきましては、令和3年度に比べ、3.64%上昇の98.26%でありました。令和4年度も徹底した漏水の対応に努めまして、幸いにして大きな漏水もなく、引き続き高い有収率に収めることができました。今後も、日々の配水量管理におきましては、入念な監視を行い、漏水の早期発見、早期修理に努め、有収率の維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、現在の残高は、第3配水池築造工事と下水道工事に伴う本管布設替え工事分が主なものであり、前年度末残高5億7,975万6,108円に本年度借入額2,540万円を加えまして、本年度償還高が2,276万9,485円ですので、これを差し引きまして、本年度末残高は5億8,238万6,623円となっております。

一時借入金はございません。

6、令和4年度水道事業会計固定資産明細でございます。

固定資産の年度当初現在高は22億7,646万5,397円で、当年度増加額は2,660万4,140円、当年度減少額は691万5,530円、差引きいたしました年度末現在高は22億9,615万4,007円でございます。

最後に、当年度減価償却増加額は3,563万7,477円、当年度減価償却減少額は656万9,756円で、減価償却累計額総計は8億8,889万4,198円となっており、年度末償却未済高は14億725万9,809円であります。

以上で、令和4年度吉富町水道事業会計決算の概要について御説明を終わります。

引き続き、次いいですか。

○議長（山本 定生君） 引き続き、お願いします。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、引き続きまして14ページのほうをお願いいたします。

令和4年度吉富町下水道事業会計決算の概要につきまして御説明をいたします。

1、収益的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額が2億8,675万8,000円で、補正予算額はマイナス744万5,000円、予算現額は2億7,931万3,000円です。支出につきましては、当初予算額2億7,419万5,000円に、補正予算額マイナス338万6,000円、予算現額は2億7,080万9,000円です。これに対しまして、決算額は収入2億7,281万2,954円、支出は2億6,365万2,800円で、収入支出差引き残高は916万134円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額3億5,213万1,000円、補正予算額マイナス1,934万7,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額1,670万円を合わせまして、予算現額は3億4,948万4,000円です。支出につきましても、当初予算額4億6,374万8,000円に、補正予算額マイナス3,074万円と地方公営企業法第26条の規定による繰越額1,760万円を合わせまして、予算現額4億5,060万8,000円となっております。これに対し、決算額は収入1億9,238万4,200円、支出は1億8,803万8,858円、収入支出差引き残高は434万5,342円となっております。

資本的収入額（前年度支出に充当した720万円及び翌年度繰越額の財源9,466万9,800円除く）が資本的支出額に不足する額9,752万4,458円は、過年度損益勘定留保資金1,480万7,247円と当年度損益勘定留保資金7,381万7,211円で補填をいたしております。

なお、不足する額890万円は、当年度同意済企業債の未発行分をもって、翌年度に措置するものとしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。水道事業と同様に、令和4年度における契約の中から主なものを掲載をしております。

4、業務についてであります。行政区域内人口のほか、記載の項目につきまして、令和4年度と令和3年度を比較して掲載してございます。令和4年度末の行政区域内人口は6,633人で、令和3年度末に比べ、41人の減となっておりますが、下水の処理区域内人口は、下水道事業区域の拡張に伴いまして、令和4年度4,340人と令和3年度に比べまして150人増加しております。水洗化人口も、令和4年度2,408人と、供用開始区域の拡張に伴いまして108人の増加。年度末処理戸数も1,112戸となり、71戸の増となっております。普及率は、令和4年度65.43%となりまして、昨年度より2.65%の増。有収率も、下水道使用者の増加に

伴いまして、前年度水量より1万2,873立方メートル増の26万2,083立方メートルとなっております。

下水道事業は、皆様の御理解御協力によりまして、水洗化人口、普及率等順調に伸びているところでございます。今後も、下水道接続者の増加推進に努めてまいりたいと思いますので、引き続き、御支援のほどよろしくお願いいたします。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、前年度末残高28億4,474万7,271円に、本年度借入高1億1,310万円を加えまして、本年度償還高1億1,501万7,758円を差し引きまして、本年度末残高は28億4,282万9,513円となっております。

一時借入金はございません。

6、令和4年度下水道事業会計固定資産明細でございます。

固定資産の年度当初現在高は57億262万9,405円で、当年度増加額は7,083万5,964円、当年度減少額は411万6,977円。差し引きしました年度末現在高は57億6,934万8,392円です。

最後に、当年度減価償却増加額は1億5,479万1,430円、当年度減価償却減少額はなく、減価償却累計額総計は6億742万8,807円となっております。年度末償却未済高は51億6,191万9,585円です。

以上で、令和4年度吉富町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第39号令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第39号令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号令和4年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、決算書の一般会計歳入歳出決算事項別明細書1ページをお開きください。

執行部に追って説明を求めます。

なお、これ以降の説明については、着座のまま挙手にて進めていただくようによろしくお願

いたします。

事項別明細書1ページ。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 1ページから2ページにかけまして、1款町税について説明をいたします。

調定額は前年度より304万6,623円増加し、8億1,863万1,761円でございます。税別の内訳といたしまして、1項町民税が469万6,135円の増額で、そのうち、1目個人町民税は30万3,210円、2目法人町民税は439万2,925円、ともに増額となっております。

2項固定資産税は479万7,440円減額しております。

3項軽自動車税につきましては、140万3,100円の増額です。

4項たばこ税も174万4,828円の増額となっております。

収入済額は、前年度より1,053万1,527円の増額の7億8,478万7,352円でございます。

不納欠損額は49万3,945円で、前年度より739万8,555円減少しております。理由といたしましては、住民基本台帳の職権削除による居所不明、滞納処分可能な財産がないことによる執行停止、納税義務者の死亡に伴う相続放棄や法人の倒産や解散で納税義務者が不存在となったことによるもので、個人町民税が8件、固定資産税が6件です。滞納者数は153人で、前年度より4人減少しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） それでは、3ページ、4ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 3ページを御覧ください。

1番下の10款1項1目地方交付税で、予算額14億1,471万4,000円に対し、調定額、収入済額ともに14億5,788万2,000円でございます。内訳としましては、1節普通交付税が予算額、調定額、収入済額全て13億4,471万4,000円、2節特別交付税が予算額7,000万円に対し、調定額、収入済額がともに1億1,316万8,000円でございます。

このうち、普通交付税につきましては、対前年度比で4,300万円ほどの増となっておりますが、臨時財政対策債への振替分が前年度比8,000万円ほど大きく減少をしております、トータルで見ますと、前年度からは約3,700万円、2.6%ほどの減というふうになっております。

一方で、特別交付税につきましては、定住自立圏関連事業や地域おこし協力隊など特別交付税措置がされる事業の増加などにより、前年度比約2,300万円、25.3%の大幅増となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） それでは、5ページ、6ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 12款1項1目1節の児童福祉費負担金です。予算額3,061万9,000円に対しまして、調定額は3,066万8,634円、収入済額は2,969万6,364円で、収入未済額は97万2,270円です。

この内訳で、備考一番上の町立保育園保育料から5項目めまでの他市町村運営費負担金、この項目まででございますが、現年分の保育料等の収入未済額は30万5,060円で、収納率は98.72%、滞納者は5名でございます。滞納繰越分の収入未済額は66万7,210円で、収納率は32.51%、滞納者は11名です。備考下の2項目の収納率は100%で、一番下の放課後児童クラブ保育料は、現年分の調定額及び収入済額が570万3,945円、滞納繰越分の調定額及び収入済額は8万6,600円でございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 4ページ終わりね。すみません、引き続き、5ページ、6ページ。7ページ、8ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 7ページをお願いいたします。

14款1項2目1節の保健衛生費負担金です。備考2項目め、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、繰越分を合わせた予算額1,963万6,000円に対しまして、収入済額2,596万7,448円です。ワクチンの集団接種時に医師・看護師に支払う業務委託料や、病院等での個別接種時に病院に支払う接種委託料の支出見込額に対する負担金で、繰越事業分761万5,257円を含んでおります。補助率は、10分の10です。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 8ページお願いします。

14款2項1目5節住民税非課税世帯等に対する臨時福祉給付金補助金です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、令和3年度住民税非課税世帯や家計急変世帯に対する1世帯10万円の給付金の支給事業です。

令和3年12月20日に国の補正予算が成立し、給付金の申請期限が令和4年9月30日までであったことから、4月1日以降の給付金支給を繰越明許費により継続実施したものであります。

また、内閣府から4月28日に原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う臨時特別給付金の通知がございまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する支援措置として、3年度繰越明許費を活用し、4年度の住民税非課税世帯並びに家計急変世帯に対する1世帯10万円の特別給付金による経済支援措置を含む内容であります。

次に、8節電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金です。令和4年9月9日の内閣府物価・賃金・生活総合対策本部における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する方針が示されております。価格高騰による家計負担の影響が大きい令和4年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する価格高騰緊急支援給付金における補助金という内容でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 同じく1目でございます。6節低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金補助金です。予算額387万6,000円に対し、調定額、収入額ともに521万5,000円です。

備考1項目めの事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に給付をしました給付金に対して交付をされたもので、給付の対象は令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者かつ令和4年度分の住民税均等割が非課税の方で、給付額は児童1人当たり5万円です。2項目めの事務費補助金につきましては、制度実施のための電算システム改修委託料等となっており、補助率はいずれも10分の10です。

続いて、2目2節疾病予防対策事業費補助金です。2項目めの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、繰越分と合わせた予算額3,960万1,000円に対し、収入額は4,503万4,000円で、ワクチンの集団接種や個別接種に係る費用のうち、先ほど7ページで御説明しました14款1項2目1節の負担金で措置される医師・看護師の委託料や接種の委託料を除く費用の支出見込額に対して交付をされたものでございます。補助率は10分の10です。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 7ページ、8ページほかありませんね。それでは、9ページ、10ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 9ページ、14款2項5目2節地方創生推進交付金でございます。予算額1,156万6,000円に対しまして、調定、収入済額1,156万6,000円、補助率につきましては2分の1となっております。

この内訳ですが、大きく4つの事業を行っております。事業の内容については、交流マルシェ、特産品開発、チャレンジショップやまちづくり会社発展支援となっております。これら全ては地方創生推進交付金事業で実施し、交付につきましては各事業に充当しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに、9ページ、10ページありませんか。11ページ、12ページ。

子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 11ページをお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金です。予算額651万9,000円のうち、子育て健康課分の予算額572万8,000円に対しまして、調定額、収入額はともに471万1,500円です。予算額を101万6,500円下回っております。その要因は、事業実績額に応じて補助される仕組みとなっております一時預かり事業と延長保育事業の支出の事業費が予算額を下回ったことが要因となっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） いいですか。13ページ、14ページ。会計管理者。

○会計管理者（岩井 保子君） 14ページ、16款1項2目1節利子及び配当金のうち、財政調整基金利子で前年度より186万2,618円増額の247万6,834円でございます。令和4年度から開始した国や地方公共団体、財政投融资機関が発行する債券による資金運用に伴い、増額いたしております。

令和4年度末基金保有額14億3,675万3,260円のうち、4億3,000万円が債券で、利子として213万2,287円の収入がありました。なお、購入した債券の一部はSDGsに代表される環境問題や社会的課題の解決に資金が使われるESG債で、資金形成を図るとともに社会貢献にもつながり、投資表明を通して町の取組を内外に周知いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 同じく14ページです。

16款1項2目1節利子及び配当金のうち、地域福祉基金分についてです。福祉保険課が管理します地域福祉基金についても、先ほどの説明同様に、国庫債券による運用と定期預金での運用利息、それぞれ80万円と480万円が基金運用による利息収入として増額しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 14ページの17款1項2目ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で、予算額6,967万8,000円に対し、調定額、収入額ともに6,535万1,000円でございます。内訳としましては、個人版のふるさと納税が3,344件、3,887万3,000円、前年度比で1,895件、1,782万6,000円の増加、企業版ふるさと納税が8社で2,647万8,000円、前年度比で6社、2,337万8,000円の増となっております。

個人版につきましては、ポータルサイトの追加や返礼品の種類増加などの地道な努力に加え、11月に開始した牛肉の商品が当たり、大きく寄附を伸ばすことができたことなどが要因で、前

年度に比べ、ほぼ倍近くの寄附を頂きました。

企業版ふるさと納税につきましては、本町のかわまちづくり事業や脱炭素、SDGsなどの取組に賛同を頂いた企業から多くの寄附を頂くことができました。

今後も、貴重な自主財源として、少しでも多くのふるさと納税を吉富町に頂けるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） それでは、15ページ、16ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 16ページ、20款3項1目5節、下から2番目の雑入のうち、町営住宅家賃相当損害金についてです。2月20日に発生しました別府団地105号室の住戸火災に伴い、復旧工事期間中の6月から8月までの3か月分の家賃相当額を損害金として受け入れたものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 15、16よろしいですか。それでは、17ページまで。よろしいですか。

それでは暫時休憩いたします。再開は11時10分から。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（山本 定生君） それでは再開いたします。

歳出18ページ、19ページ、20ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 20ページをお願いします。中ほどの2款1項1目10節需要費でございます。備考の一番下、町政施行80周年記念事業費から1万4,000円の流用を行っております。この流用は、その上の修繕費で、9月に襲来しました台風により、昭和、今吉上、界木の地区内の掲示板の屋根、支柱が被災をし、その復旧費用に予算の不足を生じましたので流用させていただいて復旧いたしました。

以上です。

○議長（山本 定生君） いいですか。では、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 27ページ、2款1項14目まち・ひと・しごと創生事業費18節負担金、補助及び交付金についてでございます。

地域振興課予算につきましては、1,344万3,000円に対しまして、支出額1,078万5,872円、不用額265万7,128円となっております。

主な理由といたしましては、上から3番目、創業促進事業助成金50万円の支出になっております。予算につきましては、6件の事業所を想定しておりましたが、申請につきましては、1件のみの上限50万円のみの申請となりましたので、この支出に関しまして、250万円の不用額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 2款1項14目まち・ひと・しごと創生事業費の18節負担金、補助及び交付金の上2つの空き家関連の不用額について御説明いたします。

まずは、1番目の空き家改修事業費補助金です。空き家バンクに登録された空き家の改修工事費用を2分1、限度額50万円、家財の処分費用2分1を限度額10万円について補助するものでございまして、予算額200万円に対しまして不用額が74万8,000円でございます。実績のほうとしましては、空き家の改修工事費用が3件、家財処分が2件でございました。

その下の空き家バンク利用促進補助金は、空き家バンクを介して物件を賃貸または購入された方に対し、仲介手通料の一部を5万円限度に補助するもので、予算額25万円に対しまして扶養額が16万7,000円で、補助件数は2件となっております。

両補助金とも年度末まで交付申請が可能ですので、減額補正は行わず執行残が生じております。

続いて、15目交通政策費の12節委託料の不用額517万2,308円について、御説明いたします。

備考に記載しております、4つの公共交通の運行に必要な経費を計上しておりましたが、委託料の支払いにつきましては、運行経費から運賃収入分を差し引いた金額を支払いますので、その分執行残が生じたものでございます。

各項目の執行残と乗客数を申し上げます。

築上東部乗合タクシーは予算額311万1,000円に対しまして、執行残が81万5,790円で1万4,169人、こちらのほうは上毛町の方も含んだ数値になっております。

次の町内巡回バスは予算額504万2,000円に対しまして、執行残が34万4,350円で5,502人、コミュニティバス豊前・中津線は、予算額268万7,000円に対しまして、執行残が51万1,268円で7,674人。

一番下のデマンドタクシーは、予算額366万2,000円に対しまして、執行残が350万290円で366人でございます。このデマンドタクシーにつきましては、委託業者の車両を使用していますので、車両の維持管理費や人件費のほうが不要でございまして、予約があった日のみタクシーの運賃から1人当たりの利用料を差し引いた金額が運行委託料となるため、執行残が多くなっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） それでは、29ページ、30ページ、住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費の18節負担金、補助及び交付金の不用額109万2,740円について御説明いたします。

主なものは、すみません、31ページになるんですけども、転入転出ワンストップ化対応業務委託料でございまして、予算額が451万円に対しまして、不用額が93万5,000円となっております。

こちらは、マイナンバーカード所有者の転入転出時の手続の利便性を図るもので、令和3年度からの繰越事業でございまして、予算を計上したときは、国の補助金が3分の2でございましたが、年度が明けて精査した結果、事業費357万5,000円全額が国の補助金が該当するようになりまして、繰越事業でしたので減額補正が行えず、執行残が生じております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、36ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 35ページ、3款1項1目社会福祉総務費18節負担金、補助及び交付金のうち、下から3つの部分についてです。

住民税非課税世帯等に対する臨時福祉給付金で、継続費及び繰越事業費繰越額での2,906万4,000円を財源とした令和4年度9月30日が申請期限の給付金事業と、コロナ禍での原油価格や物価高騰への支援措置として、令和4年度住民税確定後の非課税世帯並びに家計急変世帯の緊急支援事業について、繰越明許費を活用した給付事務による対応であります。

住民税非課税世帯等に対する臨時福祉給付金として、（3年度）記載のある380万円につきましては、令和4年9月30日を申請期限とする給付金のうち、4月以降に申請受付した38世帯分の支給実績となります。

また、（4年度）の記載のある870万円につきましては、コロナ禍の原油価格や物価高騰の支援として、3年度給付金の対象とならない世帯のうち、令和4年度非課税世帯87世帯への繰越明許費を活用した緊急支援給付金です。

また、一番下の電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する1世帯5万円の緊急支援給付金については、815世帯への支援給付金の支給実績であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 37ページ、38ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 37ページ、3款1項1目老人福祉費18節負担金、補助及び

交付金です。

国の電気・ガス・食料品等価格高騰重点地方交付金を活用し、物価高騰の影響が生じる介護サービス事業所、施設のうち、町が管轄のグループホームなどの入所系施設、デイサービスやデイケアなどの通所系施設、居宅介護支援など訪問系施設に対する申請に基づく支援金の支給事業で活用したものです。4法人に対して交付をした実績であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 39ページ、40ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 3款1項8目住民福祉センター費14節工事請負費です。

令和3年4月から一般利用の開始以降、コロナ感染拡大防止のため一部利用等の制限をしていたものを徐々に緩和した中、利用団体も増加し、中でも建物内で特に日差しが強く差し込み、高温となる自動ドア付近のロビー西側窓へのレースカーテン、それから2階の給湯室の東側窓にブラインドを設置し、夏を前に速やかに対応する必要がございました。予備費から充用させていただき、施工対応しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 40ページ、お願いします。3款2項1目児童福祉総務費の10節需用費です。117万3,123円の不用額となっております。このうち、食糧費の不用額が67万3,209円で多くなっております。学童保育のおやつ代で、年度途中の退所による児童数の減や土曜日の欠席、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者となったことによる欠席が主な要因です。

続いて、12節委託料です。924万3,014円の不用額となっております。保育所への年度末までの新規入所に備え予算を確保しておく必要がありましたため、不用額生じております。

なお、支出額自体は令和3年度と比較して92万9,000円の増となっております。その主な要因は、委託料の単価として年齢や定員数ごとに定められた公定価格、それに入所の児童数を掛けまして委託料を支出しておりますが、その公定価格の増額見直しが行われました。それに加えて、町外施設への入所児童数が増加したことによって約700万円の増となっております。

すみません、41ページになりますが、放課後児童クラブ運営委託料につきまして、令和4年度から新たな3年間の契約を締結しております。また、学校休業日の開所時間を朝8時としておりましたが、7時30分に前倒しをして拡大したことによりまして、297万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） それでは、41ページ、42ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 41ページお願いします。3款2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金です。313万8,060円の不用額となっております。

備考の上から4項目めの保育所施設整備費で163万8,000円の不用額、一番下の障害児保育事業で150万円の不用額が出ておまして、上の保育所施設整備費は、社会福祉法人わつなぎ会つくしんぼ保育所の認可化に向けた施設新築工事費に対し、吉富町民間保育所施設整備補助金交付要綱に基づきまして、厚労省の保育所等施設整備交付金の交付対象額について、令和4年度の工事の進捗率40%を掛けたものに対して、国3分の2、町12分の1の負担割合で交付をしたものです。

ここに不用額が生じた理由でございますが、交付金の申請時には、仮設のプレハブ園舎に係る経費についても対象となるというふうに判断をして予算を計上しておりましたけれども、精査の結果、対象外経費でありましたので執行残となっております。

なお、同施設は令和5年7月1日に認可化をされております。

もう一つの障害児保育事業につきましては、保育士2名分の予算を確保しておりましたが、1名の配置であったため1名分が不用額となっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 43ページ、44ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 2点、42ページでお願いをいたします。

3款2項2目児童措置費の18節負担金、補助及び交付金です。221万1,168円の不用額です。主な要因は、特別保育事業補助金で、一時預かり事業、延長保育事業の利用が予算計上数を下回ったことによります。

その下、19節扶助費は141万6,150円の不用額です。主な要因は、2項目めの子育てのための施設等利用給付費で、年度末までの新規申請に備えて予算を確保しておく必要があったための不用額が生じております。

この事業は、認可外保育所の施設利用料や幼稚園の預かり保育利用料について、町の要綱に基づく給付をしておまして、支出額は令和3年度とほぼ同額となっております。

その下、22節です。備考にございますように、予備費から50万円の充用をしております。同額を返還金として支出をしておまして、予算計上は支払い期限に間に合わず予備費を充用させていただきました。

内容は、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還金で、新型コロナウイルス感染症対応の子育て世帯への支援施策として、児童手当制度の所得制限で、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円の給付を行ったものです。実績に応じ、5人分50万円の

返還が生じております。

次に、3目子ども医療対策費19節扶助費です。備考にございますように、予算不足により、39ページのひとり親家庭等医療支給事業費の19節扶助費から20万9,000を流用いたしました。

子ども医療扶助費の決算額は、令和3年度と比較して230万円ほど増となっております。

最後に、4目放課後児童対策事業費の12節委託料です。備考にございますように、予備費から5万3,000円を充用し、同額を障害児学童保育事業費委託料で支出をしております。

豊前市宇島の施設で、築城特別支援学校などに通う児童生徒を対象とした学童保育を実施しておりますが、近年、利用希望者がなく、委託料の予算計上をしておりませんでした。令和5年3月からの利用希望があり、必要額を予備費から充用させていただきました。運営は、NPO法人鈴の音福祉会で、豊前市と本町とで3者で契約をし、両市町が利用者数に応じて費用を負担しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（梅林 正典君） 45ページ、中段になります。4款1項1目保健衛生総務費18節負担金、補助及び交付金で107万9,022円の不用額についてです。

主には、備考欄の上から5番目の豊築休日急患センター運営事業費補助金で、107万1,922円を戻入したことによる不用額となります。事業は予算どおりに支出を行いましたが、実績において内科、小児科診療が増加したことで、見込みより収入増となり、各市町に差額分が返還されましたので、戻入処理を行い、決算上は不用額となっております。

次の46ページをお願いします。

上段になります。2目予防費12節委託料で355万7,033円の不用額についてです。主には、備考欄の一番上の予防接種委託料で、346万9,069円の不用額となります。

内訳としましては、令和4年度から接種勧奨を再開した子宮頸がんワクチンが当初の見込みより少なかったことで、137万6,760円の不用額、それから、小児肺炎球菌ワクチンで不用額46万7,610円、そのほかにも、4種混合ワクチンなども同様に不用額が出たことが主な要因となっております。

また、同じページの下項目になりますが、3目母子衛生費の12節委託料で114万1,148円の不用額についてです。主には、備考欄の3番目の妊婦健診委託料で、110万2,975円の不用額となります。

こちらは、妊婦健康診査に係る受診費用として14回分を助成しているものですが、母子手帳

の交付者数が見込みより少なかったことによる不用額となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 47ページ、48ページ、住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 48ページをお願いいたします。4款1項9目地球温暖化対策費の7節報償費のよしみ「エコまち」プロジェクト奨励金の不用額について御説明いたします。

予算額1,243万5,000円に対しまして、294万2,400円が執行残となっております。令和4年度の実績でございますが、太陽光発電システム17件で102万円、蓄電池2件で8万円、エコキュートなど高効率給湯器が34件で128万円、クリーンエネルギー自動車が3件で12万円、家電製品が114件で699万2,600円となっております。

こちらの奨励金は、年度末まで交付申請が可能ですので減額補正は行わず、執行残が生じております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 49ページ、50ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 49ページです。4款1項11目新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、予算額には令和3年度からの繰越予算3,719万1,000円を含んでおります。目全体での不用額は3,124万2,731円です。

予算の確保は、全ての階層の方に集団接種を行う想定で計上しておりましたが、集団接種は春の64歳以下への3回目接種と秋の59歳以下への4回目接種のみでありました。9月の専決予算で、町内医療機関での個別接種の予算も計上し、60歳または65歳以上の4回目、5回目の接種を個別接種で実施しましたことが、不用額が生じた要因でございます。

3節職員手当等は、集団接種の回数の減により、時間外手当の不用額でございます。

7節報償費につきましては、看護師の雇上げ料を委託契約を締結し、12節の委託料の予防接種委託料で支出したために不用額となりました。

11節役務費は、ネットやコールセンターでの申込みによる確定通知発送数の減、12節委託料は個別接種の件数増による予防接種委託料の支出減でございます。

また、予算上は全ての希望者に接種をしていただけるよう接種率を高く想定し計上していたしましたことも、その要因となっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） では、51ページ、52ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 52ページ、6款1項3目18節負担金、補助及び交付金でございます。不用額100万8,789円となっております。

主な理由といたしましては、次ページをお願いいたします。

次ページの一番下、農業振興事業補助金で、これにつきましては、町が作付を推奨する地域振興作物について、種子もしくは苗及び資材購入に要する経費の3分の2を14名の農家の方に助成するものと、新たに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農作業中の人との接触を避けるスマート農業の推進を図るものとして、補助対象経費の2分の1を補助し、上限額を50万円とする事業——これにつきましてはドローン購入となっております——を2名の方に助成しておりましたが、この事業につきまして99万円の不用額が生じております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 53ページ、54ページ、建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 53ページ、6款1項5目12節のため池劣化調査業務委託料121万1,100円でございます。

防災重点農業用ため池のうち、宝賀池、新池、神揚池の劣化調査を国費にて実施いたしました。調査結果では、堤体に少量の漏水が発見され、今後、経過観察を行い、必要に応じて改修工事を検討いたします。

54ページ、6款2項3目12節の測量等業務委託料594万7,700円でございます。こちらは、吉富海岸を散策や憩いの場として活用するため、車椅子の方も海岸にアクセスできるスロープや駐車場や展望スペースなどの基本設計を行っております。なお、不用額は入札の執行残でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 55ページ、56ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 55ページ、7款1項2目商工業総務費の18節負担金、補助及び交付金の不用額139万9,157円についてでございます。

主な理由といたしましては、下から3番目の経営革新計画認定事業所助成金と、4番目の事業者チャレンジ応援補助金を、それぞれ2件分の予算を計上していましたが、1件分の助成となっており、70万円の不用額となっております。

また、一番下の吉富町応援商品券事業助成金につきましても、対象件数の減により67万8,000円の不用額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 56ページ、8款1項1目18節の一番下のブロック塀撤去費補助金47万1,000円でございます。

4件の危険ブロック塀の撤去が行われました。なお、事業費の50%が国費、25%が県費で賄われております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 57ページ、58ページ、建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 57ページ、8款2項2目11節の土地分筆登記手数料の支出済額81万4,949円と、16節の町道用地買収費29万4,605円でございます。

2路線の一部拡幅に伴い、3筆の用地買収を行いました。なお、不用額は突発的な用地買収案件としての残額です。

その間の14節工事請負費では、11件の道路拡幅や改良工事などを行っております。なお、不用額につきましては、入札の執行残でございます。

続いて、3項1目14節工事請負費では、5件の水路修繕工事を行っております。なお、不用額につきましては、突発的な修繕工事対応分としての残額でございます。

58ページ、8款4項2目10節の不用額13万4,383円につきましては、令和5年1月から国の電気代助成により、町管理の外灯電気代に残額が生じたものです。

続いて、3目公園費11節の不用額39万9,990円は、右の植木手入れについて、剪定作業箇所より安価な消毒作業箇所数が多かったことしております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 59ページ、60ページ、建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 59ページ、一番上の公園整備工事費につきましては、国と協働でかわまちづくり事業に取り組み、水辺に親しみ、アユのつかみ取りなど、シビックプライドの醸成や地域の活性化を図るせせらぎ水路の新設工事やそのほかの公園周辺を含む3件の工事を実施いたしました。

なお、不用額につきましては、工事の変更、また突発的な修繕工事対応分としての執行残でございます。

60ページ、8款5項2目14節の町営幸子団地住戸改善等改修工事は、半導体不足の影響による令和3年度からの繰越工事の20戸、また、令和4年度分で12戸の改修工事を行っております。

支出済額は、令和3年度からの繰越工事分として6,582万8,800円、令和4年度分7,423万200円の合計1億4,005万9,000円となっており、補助対象事業費の45%には補助金が交付され、残りは起債等で賄われます。なお、不用額につきましては、入札の執行残でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 61ページ、62ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 61ページです。上のほう、9款1項1目18節です。

備考の2番目ですが、消火栓工事費負担金87万8,000円ですが、これは、毎年下水道工事に伴う水道工事の水道管の入れ替え、これに伴いまして、2件程度の予算189万8,000円を予定しておりましたが、今年度は、けやき通りの下水道工事に伴い、いとみクリニックの南側の県道内に消火栓を1件設置することにとどまったため、執行残として102万円が残ったということでございます。

それと、その下、2目の7節報酬費60万円の執行残が出ております。これは、消防団員が退職した場合の報酬金でございますが、例年100万円の予算を設けておりますが、今年度は経験年数の若い団員2人が退職ということで、40万円の支給となったため、60万円の執行残が出ております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 63ページ、64ページ、教務課長。

○教務課長（鍛治 幸平君） 64ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費18節負担金、補助及び交付金の不用額59万6,257円について、御説明いたします。

このうち主な不用額は給食費助成金です。給食費助成金については、コロナ禍における経済的な負担が増している現状において、家庭の経済的負担を軽減することを目的として、小学生は全額、中学生は月額1,000円を助成したもので、予算額1,714万2,000円に対し、支出済額1,657万2,350円、56万9,650円の不用額となっております。

不用額の主な理由は、コロナ禍における学級閉鎖や台風による休校などにより、給食を停止することがあったためでございます。

同じく64ページ、10款2項1目学校管理費1節報酬の不用額124万1,478円について御説明をいたします。

このうち、主な不用額は小学校の会計年度任用職員報酬です。予算額1,363万4,000円に対し、支出済額1,241万3,522円、122万478円の不用額となっております。

不用額の主な理由は、給食調理員で常勤2名を配置する計画のところ、1名のみの配置となり、献立によって人出が要るときだけ外来対応としたことによりです。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すみません、63ページの一番上でございます。4目災害対策費で18節負担金、補助及び交付金の中で60万円の予算に対して60万円の不用額が出ております。これは、木造戸建て住宅耐震改修補助金ということで、国が11.5%、県が11.5%、合計23%の補助事業を町が窓口として受け付けております。上限が30万円で、2件分の予算を上げておりましたが、申請がございませんでしたので、丸々全額が不用額となっ

ております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、教務課長。

○教務課長（鍛治 幸平君） 70ページをお願いいたします。10款4項3目文化財保護費の不用額について御説明いたします。

全体予算額194万1,000円に対し、支出済額94万129円、100万871円の不用額となっております。

不用額の主な理由は、埋蔵文化財の試掘確認調査に係る費用です。住宅工事などの開発に対して実施する試掘確認調査については、1、業者に依頼する方法、2、重機をリースし、こちらでオペレーターを手配する方法、3、申請者に重機提供を依頼する方法の3つがございます。令和4年度に実施した試掘確認調査は2件で、1件は業者に依頼し、もう1件は申請者に重機を提供していただきました。

したがって、試掘確認調査に係る10節需用費の燃料費、11節役務費の試掘調査費、13節使用料及び賃借料の重機リース料について、支出なし、または不用額が生じたものでございます。

また、12節委託料の発掘作業委託料につきましても、発掘調査を実施する案件がございませんでしたので、支出なしとなっております。

14節工事請負費については、文化財の大規模改修や説明看板の整備費用として50万円を当初計上しておりましたが、説明看板1基を改修し12万6,500円を支出したほか、4目フォーユー会館費の11節役務費が不足したため、11万円を流用し26万3,500円の不用額となっております。

同じく70ページ、10款4項4目フォーユー会館費10節需用費の不用額について説明いたします。

予算額1,581万7,000円に対し、支出済額1,511万5,036円、70万1,964円の不用額となっております。

主な不用額は修繕料です。1階和室の空調が故障し、夏時期であったことから、至急修繕をする必要が生じましたが、修繕料の予算額が不足していたため、予備費から75万9,000円を流用し修繕をいたしました。その後、1階事務室の非常用放送設備が故障したため、そのほか修繕料と合わせて250万円を補正し、149万9,850円を支出、95万7,900円が執行残となりました。燃料費で11万6,857円が不足したため、需用費全体として70万1,964円の不用額となったものでございます。

同じく70ページ、その下の11節役務費の流用について御説明いたします。

フォーユー会館の景観整備として予定しておりました植木手入れとは別に、植栽、剪定をしたことから役務費の予算が不足し、1月分以降の通信運搬費、電話代とインターネット代の支出ができなくなりました。したがって、文化財保護費から11万円を流用し、通信運搬費の支出に充てたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 73ページになります。11款1項公債費について、支出額3億1,859万2,585円で、前年度比で約2,250万円ほどの増となっております。

公債費につきましては、近年、大規模な公共施設や設備の建て替えや改修などが続き、その財源として交付税措置のある財政的に有利な起債を積極的に活用してきたこともありまして、増加傾向が続いております。ただし、歳入に計上されております令和4年度中の町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債の発行額の減少などにより2億円を下回り、前年度に比べ大幅に低い水準となりましたので、町債の発行残高につきましては、先ほど会計管理者からも説明がありましたとおり、前年度末に比べ1億1,000万円ほど減らすことができいております。

今後も将来的な公債費の負担を見据えながら、適正な範囲で計画的に起債を行ってまいります。以上です。

○議長（山本 定生君） 74ページまで、以上、報告ありませんか。よろしいですか。

以上で、執行部からの説明が終わりました。

次に、議案第40号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書の1ページをお開きください。よろしいですか。1ページ、2ページ、御質疑ありませんか。それでは、3ページ、4ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。1ページ、2ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和4年度における加入世帯、そして加入人数、その中の子供たちの未就学、15歳、18歳、その辺をお願いします。

あと、短期保険証の発行部数と資格証明書の発行数がわかるようでしたら、そのこともお願いします。あわせて、滞納の状況も何世帯かお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 加入世帯数並びに被保険者数については、資格等を管理します福祉保険課から回答いたします。

世帯数は、令和4年度で839世帯。そのうち、短期被保険者証で運用していた世帯は17世

帯、22名。被保険者数が1,262人、前年度対比で121人の減。そのうち未就学児29名、18歳以下の被保険者105名となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 続けて、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません、滞納世帯。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 滞納世帯について説明いたします。

滞納につきましては、調定額1,890万3,889円、収納額は317万4,982円、収納率は16.75%で前年度より1.18%下がっております。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 滞納世帯は前年度より2世帯減りまして、117世帯でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの子供たちの加入の人数なんですけど、18歳以下となると何人でしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 18歳以下が105名でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。では、1ページ、2ページありませんか。3ページ、4ページ、よろしいですか。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） それでは、歳出に移ります。5ページ、6ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1人当たりの医療費、平均1人当たり幾らでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） ページ数でいうところの6ページになろうかと思えます。1人当たり医療費としましては、令和4年度速報値ですが、55万6,567円。昨年が50万1,633円でありました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 5ページ、6ページ、よろしいですか。7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページまで。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 激変緩和措置が令和5年度で終わります。現在、今後の保険料と
いいですか、来年以降の見込みはどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 御質問について、大まかなところで御説明いたします。

平成30年度から、国民健康保険が都道府県を主体として、都道府県、それから市町村が運営
することとなっております。

決算書でいいますと、例えば、3ページの保険給付費、療養諸費、それから高額療養費という
のがあると思うんですが、事項別明細じゃなくて、歳入歳出決算書のほうの3ページになります。
合計で5億5,718万8,687円というのが、町の総医療費となります。この総医療費につき
ましては、その前のページです。4款の県支出金の1項県負担金補助金という中で、保険給付費
と特別交付金、普通交付金というもので賄われるという運用であります。

ただし、この保険給付費、交付金につきましての財源として、町のほうに、また3ページにな
るんですが、国民健康保険事業費納付金として求められることとなります。この財源を確保する
ために、町は、改めて1ページお願いします。国民健康保険税として、加入被保険者に御負担し
ていただいているという流れであります。

この納付金と、それから国保税、それから法定繰入金となります基盤安定繰入金等を合わせま
して、令和4年度で2,030万6,519円というのが不足します。この不足分について、基金
を取り崩し運用している状況でございます。

先ほど、議員のほうから激変緩和措置というのが令和5年度で終了するというお話がございま
した。この激変緩和措置が終了した後のお話ですが、現在、先ほどの事業費納付金というのが、
県のほうから町に対して1億8,001万5,000円というのが事業納付金として請求されてい
るわけです。この支払いの財源を加入被保険者の保険税、それから法定繰入れとなります基盤安
定繰入金、不足分については、基金等を取り崩して運用しているという状況なんです。この激
変緩和措置が6年度からなくなるということで、6年度以降、新たに県のほうが国保運営方針と
いうのを現在定めております。この国保運営方針という中で、令和6年度以降の事業納付金の荒
い試算ではありますが、提供されております。現状では1億9,254万1,000円というのが、
6年度以降から請求されるものと考えられます。

ただし、事業納付金の算定基礎となります中で、1人当たり医療費というのが算定の基礎とな
ります。1人当たり医療費が50万1,000円から本年度55万円を超える1人当たり医療費
でございます。国が令和6年度の予算編成に用いる1人当たり医療費というのがありますが、そ

の算定基礎となるものについては、42万6,443円というのが国が設定する際の1人当たり医療費というところで算定しているようです。この間の差額というのはどうしても不足することになります。

町は、この不足分に対応するために、再三議論の中に上がっていきませんが、国保税率の見直しであったり、繰入金であったり、そういうお話がございしますが、当分は基金を取り崩して運用するというのが一般的な考え方なんです、それでも1億少ししか基金がございませんので、先ほどのお話から3,000万、4,000万、5,000万というような基金の取崩しが今後発生するものと考えられます。

1人当たり医療費というのが毎年増額している状況にあります。この1人当たり医療費の過去3年間の平均額が事業納付金の算定する基礎となりますので、ずっと増嵩し続けている町にとっては、平均額も同様に増嵩しているという状況にありますので、福祉保険課としましては、加入している方々の健康等を考えていただくための取組というのを新たに展開しているところであります。とはいえ、取組した結果というのがすぐに出ることがないので、当分の間は納付金というのが増嵩になります。

あくまでも、荒い試算で、先ほど私が1億9,000万円超というお話をしたんですが、これはあくまでも令和3年度の算定の際に用いた数字でございます。令和3年度の算定に用いた数字から、さらに1人当たり医療費が増額となっておりますので、令和6年度の事業納付金というのが2億を超えるところも事務方としては想定している状況であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 基金を使うということですけども、当然、税率の見直しも考えていかないといけないのではないかと思います。使うのが減ればその分出すのも少なくなると思うんですけども、税率の見直しあたりも本年度あたり、来年度あたりから始めるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

町の現行税率、先ほどの医療給付費分でございますと、所得割が御存じのとおり7%、均等割が2万円、それから平等割、世帯割ですが2万円というところでございます。これが、県が毎年、町の医療費に相当するところでの標準保険税率というのをお示し頂いているところなんです、令和4年度でございますと、所得割が8.09%、均等割が2万4,250円、平等割が2万3,501円、町が運用しています税率、税額等の開きとしまして、所得割では1.09%の町のほうが少ないと。それから均等割で4,250円、平等割で3,501円というのが、それぞれ町のほうは少ない状況です。

これが、令和5年度については、先ほど来、1人当たり医療費が増嵩しているというところもご紹介します。県が示している数字としては、所得割が8.6%、均等割が2万6,188円、平等割が2万5,620円、それぞれ町の現行税率等との比較として、所得割ではマイナス1.6%、均等割ではマイナス6,188円、平等割でマイナス5,620円というのが、標準保険税率から比較すると、町のほうが求める標準税率からすると、随分低い設定となっている状況です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 次に、実質収支に関する調書12ページ。財産に関する調書13ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

それでは暫時休憩いたします。再開は13時10分とします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第41号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。よろしいですか。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページまで。よろしいですか。

続きまして、事項別明細書1ページ、2ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1ページなんですけども、保険料に関してですが、保険料に関して、後期高齢者の医療制度に加入している人数と、そのうちの75歳以下の方の人数、それと、以前、予測ではお聞きしているんですけども、実績として令和4年10月以降に2割負担になった方の数を分かれば報告をお願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 加入被保険者数ですが、令和4年度で1,104人の方、そのうち75歳未満が27人の方、残る1,077人が75歳以上ということです。

また、負担割合が令和4年10月1日から旧1割負担が2割負担となった方の内訳ですが、旧1割負担が1,083人だったものから、174名の方が2割負担、残る909名の方が1割負担という状況です。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。それでは3ページ、4ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3ページなんですけども、1人当たりの医療費、お願いいたしま

す。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 1人当たり医療費で、107万1,652円です。ちなみに、県内60市町村中54番目ということです。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。それでは歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、実質収支に関する調書、5ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号令和4年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。

1ページ、2ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 3ページ、よろしいですか。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入1ページ、2ページまで。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和4年度の貸付けの実績についての報告をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） お答えいたします。

令和4年度は47名の方が返還金……。〔「返還じゃなくて」と呼ぶ者あり〕貸付け。〔「貸付け」と呼ぶ者あり〕失礼しました。令和4年度は13名の方に貸付けをしております。内訳は大学生4名、短大生が3、専門学生が5人、高校生が1人です。

以上です。

○議長（山本 定生君） では、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳出3ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 4ページ、実質収支に関する調書。財産に関する調書、5ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 吉富町の奨学金は、近年、とても借りやすくなったというふうに改善されていると理解しているんですけど、その割には、今度の減額補正について、伸びていないような気がするんです。何か原因について考えておられるようなことがありましたらお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛治 幸平君） 減額の理由につきましては、当初予算のときに最大貸付金額を計上しておりますので、条例上の最大人数で計上しておりますので、どうしてもそこに満たない場合は減額という形になります。

近年の人数で見ますと、令和3年が6名、令和4年が5名、今年度は見込みも入れて7名となっているんですけども、微増ではありますけども、増えている状況にはあります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員含め、議員の皆さんにお願いを申し上げます。質問のときは、語尾、最終的に何が聞きたいかを明確に質問してください。聞き取りにくいので、こちらも答弁がかみ合っているのかどうか確認ができません。よろしく申し上げます。

それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号令和4年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑いたします。

水道事業会計決算書1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） いいですか。支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 皆さんに申し上げます。質疑がない場合は、なしとお答えください。

支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、5ページ、重要な会計方針に関わる事項に関する注記。

次に、6ページ、損益計算書6ページ。剰余金計算書7ページ、8ページまで。同じく7ページ、剰余金処分計算書。

次に、貸借対照表9ページ、10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

下水道事業会計決算書1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、5ページ、重要な会計方針に関わる事項に関する注記。

次に、損益計算書6ページ。剰余金計算書7ページ、8ページ。同じく7ページ、剰余金処分計算書案。

次に、貸借対照表9ページ、資産の部、10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第40号から議案第44号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第41号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第42号令和4年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ。議案第43号令和4年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第44号令和4年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

以上のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

日程第9. 報告第6号 令和4年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（山本 定生君） 日程第9、報告第6号令和4年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書11ページをお願いいたします。

報告第6号令和4年度吉富町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告いたします。

健全化判断比率の4つの比率について御説明をいたします。

議案書12ページを御覧ください。

まず、表の①実質赤字比率につきましては、令和4年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、横棒で表示をしております。早期健全化基準の15.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に②連結実質赤字比率につきましても、令和4年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、同じく横棒で表示をしております。早期健全化基準の20.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に、実質公債費比率につきましては、令和4年度が8.4%となっておりまして、前年度比0.4%の増となっております。町債の元利償還金の額などが前年度より増加したことから、やや前年度に比べ数値が上がりましたが、早期健全化基準の25.0%と比較をいたしますと、これを大幅に下回っております。

最後に④将来負担比率につきましては、基金の残高が増加したことなどにより、令和4年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定をされないという状況ですので、横棒で表示をしております。昨年度は2.6%と算定されておりましたので、昨年度に比べ改善をしております。

ます。早期健全化基準の350.0%と比較をいたしますと、これを大幅に下回っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石英俊監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和4年度吉富町健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、令和4年度の財政健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査終了は令和5年8月28日であります。

財政指標の算定要素となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され、法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和5年9月5日、吉富町監査委員是石利彦、同是石英俊。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

日程第10. 報告第7号 令和4年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（山本 定生君） 日程第10、報告第7号令和4年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の14ページをお願いいたします。

報告第7号令和4年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度吉富町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告するものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石英俊監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和4年度吉富町水道事業会計健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は、令和5年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和5年9月5日、吉富町監査委員是石利彦、同是石英俊。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

日程第11. 報告第8号 令和4年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（山本 定生君） 日程第11、報告第8号令和4年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の16ページをお願いいたします。

報告第8号令和4年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度吉富町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石英俊監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和4年度吉富町下水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和5年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和5年9月5日、吉富町監査委員是石利彦、同是石英俊。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

是石監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでございました。

日程第12. 議案第45号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第12、議案第45号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第13. 議案第46号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山本 定生君） 日程第13、議案第46号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく、総括、歳出。

次に、歳入6ページ、7ページまで。歳出8ページ。9ページまで。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、10ページ、給与費明細書、総括、11ページ、給与及び職員手当の増減額の明細について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第47号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第47号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ。補正予算実施計画、収益的収入及び支出、支出2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。補正予算書、収益的収入及び支出、5ページ。給与費明細書、6ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第48号 教育委員会委員の任命について

○議長（山本 定生君） 日程第15、議案第48号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書21ページをお願いいたします。

議案第48号教育委員会委員の任命について、吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

住所、吉富町大字土屋433番地2。氏名、宮房英徳。昭和30年9月8日生まれ。

令和5年9月30日をもって任期が満了する向野美和子氏の後任として宮房英徳氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

宮房氏は、本日がちょうど誕生日ということで68歳を迎えられております。福岡大学経済学部経済学科を御卒業後、仏教大学の小学校課程を修了され、昭和55年に遠賀郡芦屋町立山鹿小学校に着任、その後は豊前市や築上郡内の小学校に教諭として定年退職まで務められました。

常に子供中心の考えを大切にされ、子供たちを目の前に置いて、一人一人に学ぶことの大切さを諭され、スポーツや野外活動の楽しさを感じてもらい、会得させる指導にはすぐれた力を発揮されてこられました。退職後も、支援員や非常勤講師として、今も現役で子供の教育に携わって

おられます。

また、お住まいの自治会においても主要な役員を経験されるなど、地域活動にも貢献をされております。お人柄はもちろん、これまでの経験や力量等も申し分なく、本町教育委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は本年10月1日から4年間となります。

以上で説明を終わります、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第16. 報告第9号 経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）

○議長（山本 定生君） 日程第16 報告第9号経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）を議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それでは、議案書の22ページをお願いいたします。

報告第9号経営状況の報告についてでございます。

令和4年度株式会社ツクローネ吉富の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

事業報告書の1ページをお願いいたします。

1、事業概要の下段にありますように、自主財源確保のため広告看板事業を軸に、昨年度は町政施行80周年記念事業にも携わり地域貢献事業を実施いたしました。また、交流マルシェや特産品開発などの事業継承をするため民間会社と共同企業体となり、理想に向けての取組を行っております。

2の事業の実施状況についてでございます。

収益事業として、1のプロモーション事業と2の代理店事業に取り組みました。

1のプロモーション事業では、小犬丸交差点の屋外広告看板5社契約、また、デジタル看板事業では5社契約を行っております。

2の代理店事業では、新電力代理店事業で、役場関連101件、その他21件の契約により99万2,013円を売り上げております。

なお、エネルギー等物価高騰の影響を受け、役場関連の契約が大きく見直されております。

次に、社会貢献事業として、次の6事業を実施いたしました。

3の1日駅長体験事業、4の空き家店舗利活用事業、5の交流マルシェ開催支援、6の特産品開発支援、7の町政施行80周年記念事業、8の地域脱炭素プロジェクト事業に取り組んでおります。

特に、7の町政施行80周年記念事業は、DRUM TAOの特別公演や町主催の大衆演劇の運営管理業務を受託し、コロナ禍ではありましたが、町とまちづくり会社が車の両輪となって取り組んだことにより、町民の皆様の笑顔が取り戻され、大盛況に幕を閉じました。

また、大衆演劇でのチケットの売上げにつきましては、社会福祉に寄与するため、社会福祉協議会へ寄附を行いました。

最後に、9の看板商品事業では、観光の構築や吉富干潟で取れるアサリを活用して、常温保存可能な商品開発を行っております。

3ページの損益計算書をお願いいたします。

1の売上高1,034万2,426円の主な内容といたしましては、先ほども申し上げましたが、デジタル看板広告掲載料220万円、小犬丸交差点看板69万3,000円、空き家賃収入55万円、委託事業のDRUM TAO401万円、エフビット99万2,013円などです。

2の売上原価につきましては、令和4年度の仕入れはございませんでした。

3の販売費及び一般管理費2,026万4,945円の主な内容といたしましては、人件費509万6,124円。落雷により故障したLEDビジョンの修繕費111万6,280円、外注

費1,122万、DRUM TAO委託事業が396万、観光庁事業として720万、看板営業補償費6万円が含まれております。

4の営業外収益は1,044万3,137円が主な収入となっております。

この結果、一番下の令和4年度の当期純損失は145万6,327円となり、この要因は、業務の外注費や人件費などに経費がかかり、これに対する売上高が伸び悩んだことや、緊急の修繕費が発生したことが起因しております。

4ページの貸借対照表をお願いいたします。

1の流動資産、(1)現金及び預金20万8,571円です。

こちらにつきましては、前年度の期末残高41万5,779円に補助金や売上げなどの2,078万5,545円を加えたものから、事業費として2,099万2,753円を支出しております。その主な経費といたしましては、先ほどの損益計算書に計上されているものが含まれます。

続いて、令和5年度の事業計画を御説明いたします。

令和5年度の事業計画の1ページ目、中段2の事業の実施計画についてです。

令和4年度に引き続き、自主財源の確保に向けた収益事業として、1のプロモーション事業から3の空き家店舗利活用事業に取り組みます。

また、地域貢献事業として、町からの事業継承を目標に、4の交流マルシェ開催支援と5の特産品開発支援、6の地域脱炭素プロジェクト事業や7の新たな観光地域づくり事業、さらに8の公共事業の受託業務や9のリサイクル事業を検討していくことを計画しております。

このように、設立時の目的にありますように、女子集客のまちづくり事業の継承や発展、そして町の魅力向上及び発展に資する事業として、現在取り組んでいますプロモーション事業や社会貢献事業を発展させていく計画となっております。

収支計画といたしましては、本年度が地方創生推進交付金の最終の年度であることから、町の補助金300万円に加え、主軸となるLED看板事業の拡大を図り、350万円の売上高を見込み、これは経常的経費の支出、特に人件費につきましては2名の役員の方が無報酬として体制の見直しを行っていることから、収支のバランスが取れ、本事業を十分に実施していける見込みがあるというふうに考えております。

最後に参考資料といたしまして、ツクローネ吉富の令和5年度の収支予算書を添付しております。

以上で、株式会社ツクローネ吉富の経営状況の報告を終わります。

○議長(山本 定生君) 以上で、報告説明を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 3 時47分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 9月 8日

議 長

署名議員

署名議員